

統計課資料第1594号

令和6年8月30日

2023年漁業センサス

漁業経営体調査（速報） 結果の概要

【宮 城 県】

漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として、昭和24年に第1回調査が実施され、昭和38年からは5年毎に実施されている調査で、今回は15回目になります。

この速報は、令和5年11月1日現在で実施された「2023年漁業センサス」について、海面漁業調査のうち漁業経営体調査の本県分を取りまとめたものです。

宮城県企画部統計課

◎全国の結果については、[農林水産省のホームページ](#)を御覧ください。

目 次

調査の概要	1
調査結果の概要	2
1 漁業経営体	2
(1) 漁業経営体数	2
(2) 経営組織別経営体数	3
(3) 漁業層別経営体数	3
(4) 営んだ漁業種類別経営体数	4
(5) 漁獲物・収穫物の出荷先及び販売金額規模別経営体数	6
2 個人経営体	7
(1) 専兼業別経営体数	7
(2) 後継者がいる経営体階層別経営体数	8
3 漁業就業者	9
4 漁業経営の取組	10
(1) 漁獲・収穫した水産物の輸出	10
(2) 水産エコラベル認証の取得	10
(3) 漁業共済の加入	11
5 漁船	11
6 市町村別漁業経営体数	13
用語の解説	14
統計表	22

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、漁業の生産構造、就業構造等の漁業を取りまく実態を把握し、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の沿革

1949年（昭和24年）に第1回調査を、1954年（昭和29年）に第2回調査を、1963年（昭和38年）に第3回調査を実施してからは5年ごとに実施しており、今回は15回目となる。

3 調査期日

令和5年11月1日現在

4 調査対象

調査対象は、海面に沿う市区町村の区域内にある海面漁業に係る全ての漁業経営体を対象とする。

5 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

漁業センサスの調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、 面接調査も可能)
	海面漁業地域調査	農林水産省 地方組織 (統計調査員) 又は 農林水産省 民間事業者	郵送調査又は オンライン調査 (回収できない場合は、 民間事業者の調査員 又は統計調査員 又は職員が回収)
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査		
	内水面漁業地域調査		
流通加工 調査	魚市場調査	農林水産省 民間事業者	
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		

調査結果の概要

1 漁業経営体

(1) 漁業経営体数

令和5年11月1日現在における海面漁業の漁業経営体数は2,129経営体で、前回(平成30年調査、以下同じ)の2,326経営体に比べ、197経営体(8.5%)減少した。

そのうち、主として海面養殖業を営んだ漁業経営体数は1,268経営体(全漁業経営体に占める割合59.6%)で、前回に比べ105経営体(7.6%)の減少となっており、漁業経営体全体よりも減少幅が小さくなっている。〔表1、図1〕

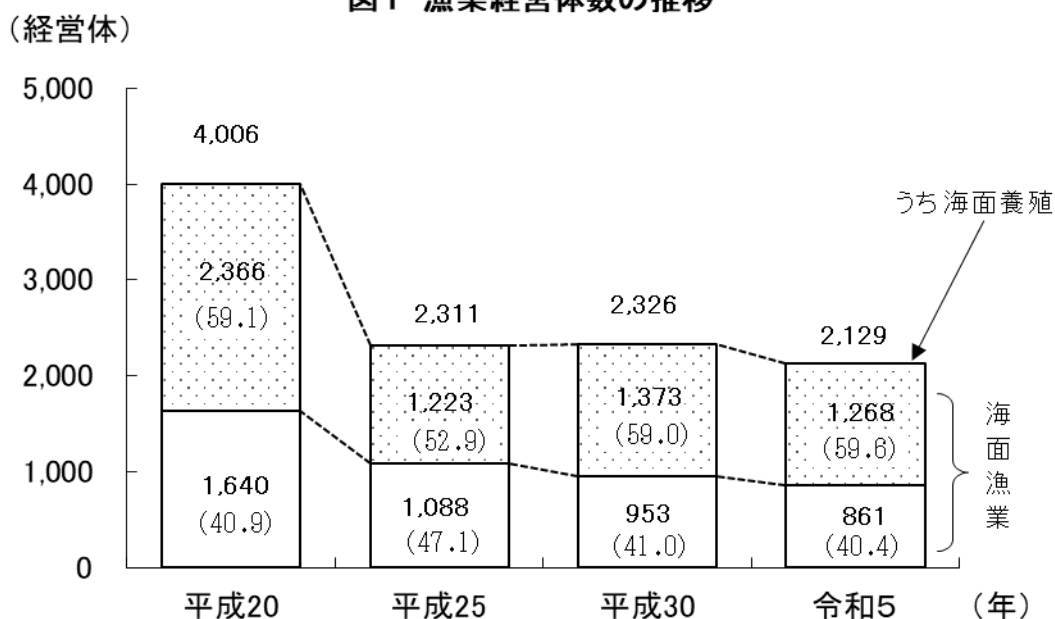
表1 漁業経営体数

単位：経営体，%

区分	漁業経営体数				5年毎の増減率			
	平成20	平成25	平成30	令和5	平成20	平成25	平成30	令和5
宮城県	4,006	2,311	2,326	2,129	△ 11.6	△ 42.3	0.6	△ 8.5
うち海面養殖	2,366	1,223	1,373	1,268	△ 12.7	△ 48.3	12.3	△ 7.6
全国	115,196	94,507	79,067	65,652	△ 13.0	△ 18.0	△ 16.3	△ 17.0
うち海面養殖	19,646	14,944	13,950	12,164	△ 14.8	△ 23.9	△ 6.7	△ 12.8

注：表中の「△」は減少したものを示す(以下同じ。)

図1 漁業経営体数の推移



注：図中の()書の数値は構成比を表す。

【漁業経営体】

調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。

ただし、調査期日前1年間に於ける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

(2) 経営組織別経営体数

漁業経営体を経営組織別にみると、個人経営体は2,007経営体（全漁業経営体に占める割合94.3%）、団体経営体は122経営体（同5.7%）で、前回に比べ個人経営体が207経営体（9.3%）減少したが、団体経営体は10経営体（8.9%）増加した。このうち、会社については前回に比べ13経営体（16.3%）の増加となっている。〔表2〕

表2 経営組織別経営体数

単位：経営体，%

区 分	平成20	平成25	平成30	令和5	構成比				増減率
					平成20	平成25	平成30	令和5	令和5/平成30
計	4,006	2,311	2,326	2,129	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 8.5
個人経営体	3,860	2,191	2,214	2,007	96.4	94.8	95.2	94.3	△ 9.3
団体経営体	146	120	112	122	3.6	5.2	4.8	5.7	8.9
会社	120	58	80	93	3.0	2.5	3.4	4.4	16.3
漁業協同組合等	5	37	3	2	0.1	1.6	0.1	0.1	△ 33.3
漁業生産組合	1	15	13	15	0.0	0.6	0.6	0.7	15.4
共同経営	18	10	16	12	0.4	0.4	0.7	0.6	△ 25.0
その他	2	-	-	-	0.0	-	-	-	-

注1：漁業協同組合等の平成25年値には、漁業協同組合が管理・運営を行っている団体（国の東日本大震災の復興支援事業「がんばる漁業復興支援事業」及び「がんばる養殖復興支援事業」を活用するために設立された団体）を含む。

注2：漁業協同組合等には、漁業協同組合の支所等によるものを含む。

(3) 漁業層別経営体数

漁業経営体を漁業層別にみると、沿岸漁業層が全体の95.4%を占めており、前回に比べ188経営体（8.5%）減少し、そのうち海面養殖層は、前回に比べ105経営体（7.6%）減少した。同様に、中小漁業層は6経営体（6.1%）、大規模漁業層は3経営体（33.3%）前回に比べそれぞれ減少した。〔表3〕

表3 漁業層別経営体数

単位：経営体，%

区 分	平成20	平成25	平成30	令和5	構成比				増減率
					平成20	平成25	平成30	令和5	令和5/平成30
計	4,006	2,311	2,326	2,129	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 8.5
沿岸漁業層	3,836	2,192	2,219	2,031	95.7	94.8	95.4	95.4	△ 8.5
うち海面養殖層	2,366	1,223	1,373	1,268	59.1	52.9	59.0	59.6	△ 7.6
中小漁業層	155	110	98	92	3.9	4.8	4.2	4.3	△ 6.1
大規模漁業層	15	9	9	6	0.4	0.4	0.4	0.3	△ 33.3

注：沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

中小漁業層とは、動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

大規模漁業層とは、動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。

(4) 営んだ漁業種類別経営体数

営んだ漁業種類別経営体数をみると、採貝・採藻が1,137経営体（全漁業経営体に占める割合53.4%）で最も多く、次いでその他の漁業が1,033経営体（同48.5%）、わかめ類養殖が793経営体（同37.2%）となっている。〔表4〕

表4 営んだ漁業種類別経営体数(複数回答)

単位：経営体，%

区 分	平成20	平成25	平成30	令和5	構成比				増減率		
					平成20	平成25	平成30	令和5	令和5/平成30		
計	4,006	2,311	2,326	2,129	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 8.5		
底 び き 網	遠洋底びき網	3	2	1	-	0.1	0.1	0.0	-	-	
	以西底びき網	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	沖合底びき網1そうびき	24	13	13	19	0.6	0.6	0.6	0.9	46.2	
	沖合底びき網2そうびき	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小型底びき網	121	50	59	139	3.0	2.2	2.5	6.5	135.6	
船 び き 網	105	74	77	82	2.6	3.2	3.3	3.9	6.5		
ま き 網	大 中 型 ま き 網	1そうまき遠洋かつお・まぐろ	4	2	4	4	0.1	0.1	0.2	0.2	0.0
		1そうまきその他	2	2	3	1	0.0	0.1	0.1	0.0	△ 66.7
		2そうまき	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中・小型まき網	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
刺 網	さけ・ます流し網	1	-	-	-	0.0	-	-	-	-	
	かじき等流し網	23	16	9	14	0.6	0.7	0.4	0.7	55.6	
	その他の刺網	1,013	591	603	592	25.3	25.6	25.9	27.8	△ 1.8	
さんま棒受網	29	28	21	15	0.7	1.2	0.9	0.7	△ 28.6		
大 型 定 置 網	19	18	20	17	0.5	0.8	0.9	0.8	△ 15.0		
さ け 定 置 網	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小 型 定 置 網	242	135	137	81	6.0	5.8	5.9	3.8	△ 40.9		
そ の 他 の 網 漁 業	261	168	232	149	6.5	7.3	10.0	7.0	△ 35.8		
は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	22	16	17	15	0.5	0.7	0.7	0.7	△ 11.8	
	近海まぐろはえ縄	20	10	8	6	0.5	0.4	0.3	0.3	△ 25.0	
	沿岸まぐろはえ縄	5	2	5	6	0.1	0.1	0.2	0.3	20.0	
	その他のはえ縄	48	10	35	45	1.2	0.4	1.5	2.1	28.6	

つづき

区分	平成20	平成25	平成30	令和5	構成比				増減率		
					平成20	平成25	平成30	令和5	令和5/平成30		
釣	遠洋かつお一本釣	3	2	3	2	0.1	0.1	0.1	0.1	△ 33.3	
	近海かつお一本釣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	沿岸かつお一本釣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	遠洋・近海いか釣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	沿岸いか釣	74	36	21	14	1.8	1.6	0.9	0.7	△ 33.3	
	ひき縄釣	16	8	9	17	0.4	0.3	0.4	0.8	88.9	
	その他の釣	119	77	119	148	3.0	3.3	5.1	7.0	24.4	
小型捕鯨	2	1	1	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
潜水器漁業	15	15	8	23	0.4	0.6	0.3	1.1	187.5		
採貝・採藻	2,517	1,085	1,072	1,137	62.8	46.9	46.1	53.4	6.1		
その他の漁業	1,108	656	977	1,033	27.7	28.4	42.0	48.5	5.7		
海面養殖	魚類養殖	ぎんぎけ養殖	79	14	56	61	2.0	0.6	2.4	2.9	8.9
		ぶり類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		まだい養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ひらめ養殖	2	-	-	-	0.0	-	-	-	-
		とらふぐ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		くろまぐろ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		にじます養殖	3	0.1	-
		その他のさけ・ます養殖	...	15	...	1	3	0.4	...	0.0	0.1
		その他の魚類養殖	15	-	1	-	0.4	-	0.0	-	-
	ほたてがい養殖	654	260	304	248	16.3	11.3	13.1	11.6	△ 18.4	
	かき類養殖	1,114	510	529	511	27.8	22.1	22.7	24.0	△ 3.4	
	その他の貝類養殖	26	20	27	91	0.6	0.9	1.2	4.3	237.0	
	くるまえば養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ほや類養殖	548	264	437	359	13.7	11.4	18.8	16.9	△ 17.8	
	その他の水産動物類養殖	11	3	-	3	0.3	0.1	-	0.1	-	
	こんぶ類養殖	202	164	117	114	5.0	7.1	5.0	5.4	△ 2.6	
	わかめ類養殖	1,108	795	856	793	27.7	34.4	36.8	37.2	△ 7.4	
のり類養殖	225	39	76	75	5.6	1.7	3.3	3.5	△ 1.3		
その他の海藻類養殖	-	-	8	5	-	-	0.3	0.2	△ 37.5		
真珠養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
真珠母貝養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

200.0

注1：令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成20年値、平成25年値、平成30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。また、対前回増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます類養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

注2：令和5年調査において「1そうまきその他」は「1そうまき近海かつお・まぐろ」と「1そうまきその他」を、「遠洋・近海いか釣」は「遠洋いか釣」と「近海いか釣」を統合して調査項目として設定した。また、対前回増減率はそれぞれ平成30年値を合計し算出した。

注3：複数回答により、各区分の合計と全体の数値は一致しない。

注4：「その他の漁業」とは、表4に記載されている漁業種類以外の漁業をいう（かご漁業、はも筒、うに・ほや・たこ採り等）。

(5) 漁獲物・収穫物の出荷先及び販売金額規模別経営体数

ア 漁獲物・収穫物の出荷先別経営体数

漁業経営体の漁獲物・収穫物の出荷先をみると、「漁業協同組合の市場又は荷さばき所」に出荷した漁業経営体数は1,726経営体(全漁業経営体に占める割合81.1%)で最も多く、次いで「漁業協同組合以外の卸売市場」の459経営体(同21.6%)、「流通業者・加工業者」の436経営体(同20.5%)の順となっている。〔表5〕

表5 漁獲物・収穫物の出荷先別経営体数(複数回答)

単位：経営体，%

区 分	平成20	平成25	平成30	令和5	構成比				増減率
					平成20	平成25	平成30	令和5	令和5/平成30
計	4,006	2,311	2,326	2,129	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 8.5
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	3,587	1,931	1,878	1,726	89.5	83.6	80.7	81.1	△ 8.1
漁業協同組合以外の卸売市場	562	386	409	459	14.0	16.7	17.6	21.6	12.2
流通業者・加工業者	534	238	366	436	13.3	10.3	15.7	20.5	19.1
小売業者・生協	203	79	70	62	5.1	3.4	3.0	2.9	△ 11.4
外食産業	…	…	22	33	…	…	0.9	1.6	50.0
消費者に直接販売	646	325	234	284	16.1	14.1	10.1	13.3	21.4
(自 営 の 水 産 物 直 売 所 で)	…	…	44	61	…	…	1.9	2.9	38.6
(そ の 他 の 水 産 物 直 売 所 で)	…	…	46	54	…	…	2.0	2.5	17.4
(他 の 方 法 で)	…	…	144	194	…	…	6.2	9.1	34.7
そ の 他	84	77	63	34	2.1	3.3	2.7	1.6	△ 46.0

注1：複数回答により、各区分の合計と全体の数値は一致しない。

注2：平成20年、平成25年調査で調査項目があった「直売所」と「自家販売」は、平成30年調査で新設された「消費者に直接販売」に含めて集計し、比較できるようにした。

イ 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数

漁業経営体の過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額を規模別にみると、100～500万円未満の漁業経営体は638経営体(全漁業経営体に占める割合30.0%)で最も多く、次いで100万円未満が384経営体(同18.0%)、500～1千万円が343経営体(同16.1%)の順となっている。

前回と比べ2千万円以上の各階層で増加している。〔表6〕

表6 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数

単位：経営体，%

区 分	平成20	平成25	平成30	令和5	構成比				増減率
					平成20	平成25	平成30	令和5	令和5/平成30
計	4,006	2,311	2,326	2,129	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 8.5
100万円未満	1,007	765	458	384	25.1	33.1	19.7	18.0	△ 16.2
100～500	1,087	821	706	638	27.1	35.5	30.4	30.0	△ 9.6
500～1,000	821	338	436	343	20.5	14.6	18.7	16.1	△ 21.3
1000～2,000	554	199	342	336	13.8	8.6	14.7	15.8	△ 1.8
2,000～5,000	322	94	197	226	8.0	4.1	8.5	10.6	14.7
5,000～1億円	125	28	77	79	3.1	1.2	3.3	3.7	2.6
1億円以上	90	66	110	123	2.2	2.9	4.7	5.8	11.8

注：「100万円未満」は、「販売金額なし」を含む。

2 個人経営体

(1) 専兼業別経営体数

個人経営体（2,007 経営体）を専兼業別にみると、専業が 1,235 経営体（全個人経営体に占める割合 61.5%）、第1種兼業が 526 経営体（同 26.2%）、第2種兼業が 246 経営体（12.3%）で、前回に比べ専業の割合が高くなっている。

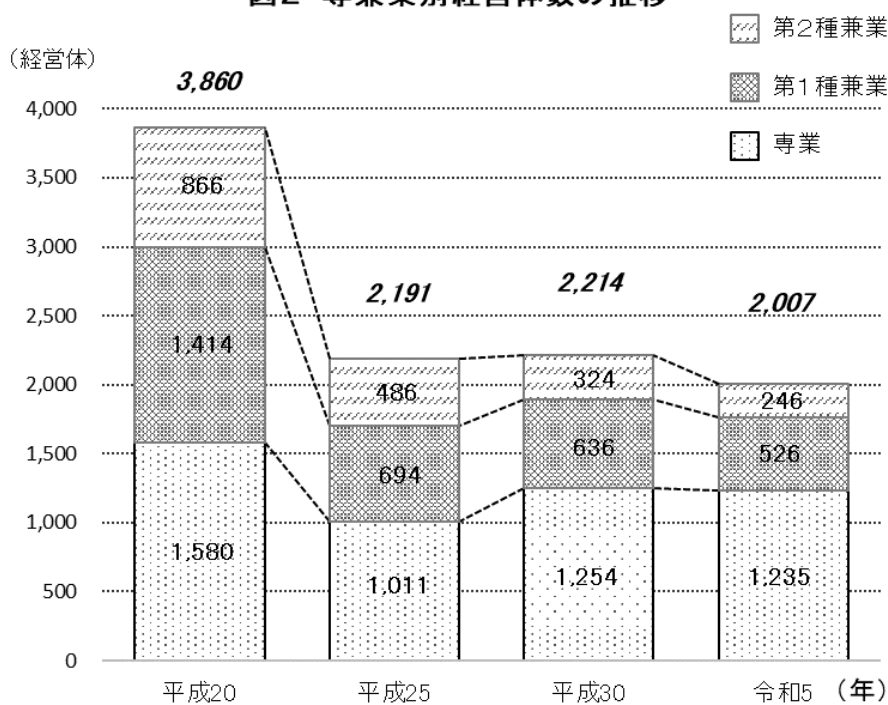
増減率でみると、前回に比べ専業が 1.5%（19 経営体）、第1種兼業は 17.3%（110 経営体）、第2種兼業は 24.1%（78 経営体）それぞれ減少した。〔表7、図2〕

表7 専兼業別経営体数

単位：経営体，%

区分	平成20	平成25	平成30	令和5	構成比				増減率
					平成20	平成25	平成30	令和5	令和5/平成30
計	3,860	2,191	2,214	2,007	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 9.3
専業	1,580	1,011	1,254	1,235	40.9	46.1	56.6	61.5	△ 1.5
第1種兼業	1,414	694	636	526	36.6	31.7	28.7	26.2	△ 17.3
第2種兼業	866	486	324	246	22.5	22.2	14.7	12.3	△ 24.1

図2 専兼業別経営体数の推移



【専兼業別】

- ・専業：個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
- ・第1種兼業：個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
- ・第2種兼業：個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。

(2) 後継者がいる経営体階層別経営体数

個人経営体のうち、自家漁業の後継者がいる経営体は 602 経営体（全個人経営体に占める割合 30.0%）となっており、前回に比べ 25 経営体（4.0%）減少した。〔表 8〕

表 8 後継者がいる経営体階層別経営体数

単位：経営体，%

区 分	平成30			令和 5		
	後継者あり	後継者ありの割合		後継者あり	後継者ありの割合	
計	2,214	627	28.3	2,007	602	30.0
【沿岸漁業層】						
海面漁業漁船使用						
無動力漁船のみ	-	-	-	1	1	100.0
船外機付漁船	473	48	10.1	462	55	11.9
動力漁船使用（総10t未満）	271	69	25.5	233	71	30.5
大型定置網	7	4	57.1	5	2	40.0
小型定置網	59	21	35.6	28	11	39.3
漁船非使用階層	10	-	-	8	1	12.5
海面養殖						
ぎんざけ養殖	48	22	45.8	50	25	50.0
にじます養殖	-	-	-	1	-	-
ほたてがい養殖	123	50	40.7	139	67	48.2
かき類養殖	361	115	31.9	334	110	32.9
その他の貝類養殖	2	-	-	11	1	9.1
ほや類養殖	127	38	29.9	76	15	19.7
こんぶ類養殖	10	-	-	5	-	-
わかめ類養殖	609	201	33.0	547	186	34.0
のり類養殖	55	29	52.7	55	28	50.9
【中小漁業層】						
動力漁船使用 （総10t以上総1,000t未満）	59	30	50.8	52	29	55.8
【大規模漁業層】						
動力漁船使用（総1,000t以上）	-	-	-	-	-	-

- ・ 後継者とは満 15 歳以上で、調査期日前 1 年間に漁業に従事した人のうち、世帯員に限らず将来自営漁業の経営主になる予定の人をいう。
- ・ 経営体階層とは主として営んだ漁業種類により大型定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層に分類し、それ以外の経営体を使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により分類した階層をいう。なお、本表においては、動力漁船使用（総 1,000t 以上）を除き、該当のある経営体階層のみを表記した。

3 漁業就業者

漁業就業者数は5,242人となっており、前回に比べ982人(15.8%)減少したが、年齢階層別にみると、30～39歳と70歳以上の階層は増加している。

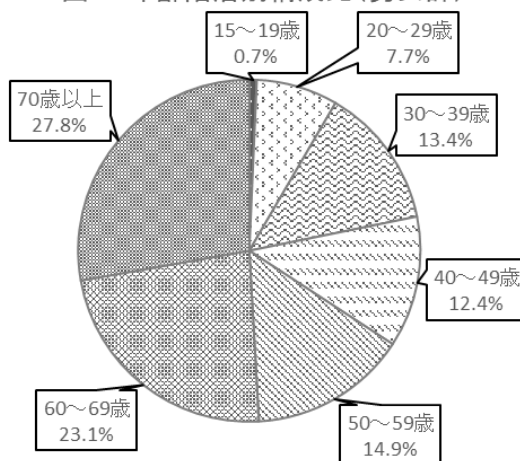
また、全漁業就業者数に占める割合を年齢階層別にみると、70歳以上の階層が27.8%(1,455人)と最も多く、次いで60歳～69歳が23.1%(1,210人)となっており、60歳以上の階層が全体の約5割を占めている。男女別にみると、男性が90.2%(4,726人)、女性が9.8%(516人)となっている。〔表9〕

表9 性別・年齢階層別漁業就業者数

単位：人，%

区分	平成20	平成25	平成30	令和5	構成比				増減率
					平成20	平成25	平成30	令和5	令和5/平成30
計	9,753	6,516	6,224	5,242	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 15.8
15～19	45	48	45	37	0.5	0.7	0.7	0.7	△ 17.8
20～29	446	304	426	406	4.6	4.7	6.9	7.7	△ 4.7
30～39	814	616	629	701	8.3	9.5	10.1	13.4	11.4
40～49	1,350	940	786	650	13.8	14.4	12.6	12.4	△ 17.3
50～59	2,566	1,494	1,078	783	26.3	22.9	17.3	14.9	△ 27.4
60～69	2,576	1,926	1,988	1,210	26.4	29.6	31.9	23.1	△ 39.1
70歳以上	1,956	1,188	1,272	1,455	20.1	18.2	20.5	27.8	14.4
男	8,068	5,507	5,530	4,726	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 14.5
15～19	45	41	45	36	0.6	0.7	0.8	0.8	△ 20.0
20～29	423	289	417	401	5.2	5.2	7.5	8.5	△ 3.8
30～39	732	553	600	678	9.1	10.0	10.8	14.3	13.0
40～49	1,103	812	705	599	13.7	14.7	12.7	12.7	△ 15.0
50～59	2,100	1,265	903	682	26.0	23.0	16.3	14.4	△ 24.5
60～69	2,056	1,606	1,722	1,046	25.5	29.2	31.1	22.1	△ 39.3
70歳以上	1,609	941	1,138	1,284	19.9	17.1	20.6	27.2	12.8
女	1,685	1,009	694	516	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 25.6
15～19	0	7	0	1	0.0	0.7	0.0	0.2	-
20～29	23	15	9	5	1.4	1.5	1.3	1.0	△ 44.4
30～39	82	63	29	23	4.9	6.2	4.2	4.5	△ 20.7
40～49	247	128	81	51	14.7	12.7	11.7	9.9	△ 37.0
50～59	466	229	175	101	27.7	22.7	25.2	19.6	△ 42.3
60～69	520	320	266	164	30.9	31.7	38.3	31.8	△ 38.3
70歳以上	347	247	134	171	20.6	24.5	19.3	33.1	27.6

図3 年齢階層別構成比(男女計)



漁業就業者とは、満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

4 漁業経営の取組

(1) 漁獲・収穫した水産物の輸出

海外向けに出荷（輸出）した漁業経営体は44経営体で、全体の2.1%となっており、全国と比較すると1.0ポイント低くなっている。〔表10〕

表10 漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況

単位：経営体，%

区 分	計	海外向けに出荷（輸出）している（複数回答）			海外向けに出荷（輸出）していない
		小計（実数）	販売金額又は数量を把握している	販売金額・数量を把握していない	
宮 城 県	2,129	44	8	36	2,085
割 合	100.0	2.1	0.4	1.7	97.9
全 国	65,652	2,045	394	1,652	63,607
割 合	100.0	3.1	0.6	2.5	96.9

海外向けに出荷（輸出）とは、調査期日前1年間に自ら漁獲・収穫した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいう。

なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含む。

(2) 水産エコラベル認証の取得

水産エコラベル認証を取得している漁業経営体は215経営体で、全体の10.1%となっており、全国と比較すると6.8ポイント高くなっている。〔表11〕

表11 水産エコラベル認証の取得状況（複数回答）

単位：経営体，%

区 分	計（実数）	取得している（複数回答）							取得していない
		小計（実数）	M E L	M S C	A S C	B A P	Alaska RFM	GLOBAL G. A. P	
宮 城 県	2,129	215	42	4	171	1	-	-	1,914
割 合	100.0	10.1	2.0	0.2	8.0	0.0	-	-	89.9
全 国	65,652	2,154	1,768	242	189	5	1	-	63,498
割 合	100.0	3.3	2.7	0.4	0.3	0.0	0.0	-	96.7

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みをいう。

調査期日現在で自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含む。

(3) 漁業共済の加入

漁業共済に加入している漁業経営体は1,181経営体で、全体の55.5%となっており、全国と比較すると11.5ポイント高くなっている。〔表12〕

表12 漁業共済の加入状況

単位：経営体，%

区 分	計	漁業共済に加入している			漁業共済に加入していない
		小計	積立ふらずに加入している	積立ふらずに加入していない	
宮 城 県	2,129	1,181	877	304	948
割 合	100.0	55.5	41.2	14.3	44.5
全 国	65,652	28,914	20,982	7,932	36,738
割 合	100.0	44.0	32.0	12.1	56.0

漁業共済とは、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

積立ふらずとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

5 漁船

漁業経営体が調査期日前1年間に使用した漁船のうち、調査期日現在で保有している漁船の総隻数は5,004隻で、前回に比べ314隻(5.9%)減少した。

漁船隻数を種類別にみると、船外機付漁船が3,526隻(全漁船隻数に占める割合70.5%)、で最も多く、次いで動力漁船が1,447隻(同28.9%)、無動力漁船が31隻(同0.6%)の順となっている。

動力漁船1,447隻を販売金額1位の漁業種類別にみると、かき類養殖が275隻で最も多く、次いで、わかめ類養殖が274隻、ほたてがい養殖が139隻となっている。〔表13、図4〕

表13 漁船種類別・販売金額1位の漁業種類別漁船隻数

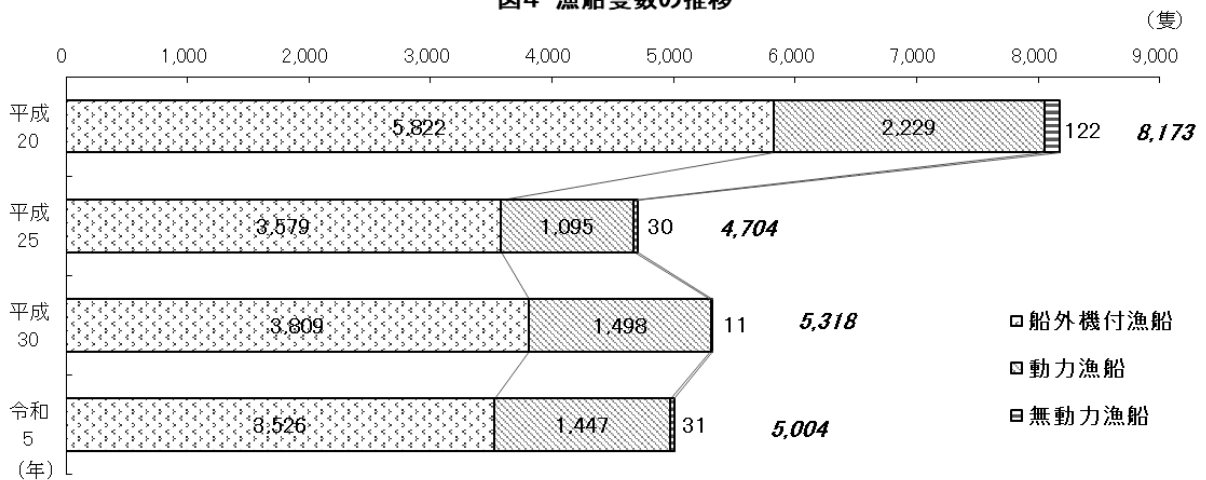
単位：隻，%

区 分	平成20	平成25	平成30	令和5	構成比				増減率
					平成20	平成25	平成30	令和5	令和5/平成30
計	8,173	4,704	5,318	5,004	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 5.9
無 動 力 漁 船	122	30	11	31	1.5	0.6	0.2	0.6	181.8
船 外 機 付 漁 船	5,822	3,579	3,809	3,526	71.2	76.1	71.6	70.5	△ 7.4
動 力 漁 船	2,229	1,095	1,498	1,447	27.3	23.3	28.2	28.9	△ 3.4
小計 (販売金額1位の漁業種類別)	2,229	1,095	1,498	1,447	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 3.4
底びき網	112	61	73	74	5.0	5.6	4.9	5.1	1.4
船びき網	31	29	16	36	1.4	2.6	1.1	2.5	125.0
まき網	11	5	7	9	0.5	0.5	0.5	0.6	28.6
刺網	279	139	157	113	12.5	12.7	10.5	7.8	△ 28.0
さんま棒受網	25	22	22	11	1.1	2.0	1.5	0.8	△ 50.0
大型定置網	46	38	39	44	2.1	3.5	2.6	3.0	12.8
小型定置網	82	40	65	34	3.7	3.7	4.3	2.3	△ 47.7
その他の網漁業	49	30	52	24	2.2	2.7	3.5	1.7	△ 53.8
はえ縄	104	59	62	55	4.7	5.4	4.1	3.8	△ 11.3
釣	58	26	32	18	2.6	2.4	2.1	1.2	△ 43.8
小型捕鯨	2	2	2	2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0
潜水器漁業	9	3	1	11	0.4	0.3	0.1	0.8	1,000.0
採貝・採藻	36	17	51	63	1.6	1.6	3.4	4.4	23.5
その他の漁業	98	55	96	116	4.4	5.0	6.4	8.0	20.8
海面養殖									
ぎんざけ養殖	91	54	81	84	4.1	4.9	5.4	5.8	3.7
にじます養殖	1	0.1	...
その他の魚類養殖	6	6	0.3	0.3
ほたてがい養殖	315	104	119	139	14.1	9.5	7.9	9.6	16.8
かき類養殖	538	168	241	275	24.1	15.3	16.1	19.0	14.1
その他の貝類養殖	-	-	-	2	-	-	-	0.1	-
ほや類養殖	91	29	103	50	4.1	2.6	6.9	3.5	△ 51.5
その他の水産動物類養殖	-	1	-	-	-	0.1	-	-	-
こんぶ類養殖	4	7	2	1	0.2	0.6	0.1	0.1	△ 50.0
わかめ類養殖	192	191	255	274	8.6	17.4	17.0	18.9	7.5
のり類養殖	50	15	22	11	2.2	1.4	1.5	0.8	△ 50.0

注1：令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成20年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。

なお、本表においては、該当のある漁業種類のみを表記した。

図4 漁船隻数の推移



6 市町村別漁業経営体数

市町村別に漁業経営体数をみると、石巻市が685経営体(全漁業経営体数に占める割合32.2%)で最も多く、次いで気仙沼市の461経営体(同21.7%)、南三陸町の445経営体(同20.9%)、女川町の195経営体(同9.2%)の順となっている。

前回は8市町で増加に転じたが、今回は、前回に比べ増加したのは石巻市の30経営体(4.6%)、名取市の2経営体(18.2%)と岩沼市の2経営体(前回該当なし)で、それ以外の市町はすべて減少した。〔表14〕

表14 市町村別漁業経営体数

単位：経営体，%

区 分	平成20	平成25	平成30	令和5	構成比				増減率
					平成20	平成25	平成30	令和5	令和5/平成30
計	4,006	2,311	2,326	2,129	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 8.5
仙 台 市	17	12	15	10	0.4	0.5	0.6	0.5	△ 33.3
石 巻 市	1,297	757	655	685	32.4	32.8	28.2	32.2	4.6
塩 竈 市	127	76	79	69	3.2	3.3	3.4	3.2	△ 12.7
気 仙 沼 市	935	500	515	461	23.3	21.6	22.1	21.7	△ 10.5
名 取 市	31	12	11	13	0.8	0.5	0.5	0.6	18.2
多 賀 城 市	4	3	6	3	0.1	0.1	0.3	0.1	△ 50.0
岩 沼 市	-	-	-	2	-	-	-	0.1	-
東 松 島 市	208	112	104	97	5.2	4.8	4.5	4.6	△ 6.7
亘 理 町	36	13	16	13	0.9	0.6	0.7	0.6	△ 18.8
山 元 町	29	3	17	14	0.7	0.1	0.7	0.7	△ 17.6
松 島 町	104	69	53	35	2.6	3.0	2.3	1.6	△ 34.0
七ヶ浜町	183	123	123	80	4.6	5.3	5.3	3.8	△ 35.0
利 府 町	17	20	13	7	0.4	0.9	0.6	0.3	△ 46.2
女 川 町	390	139	214	195	9.7	6.0	9.2	9.2	△ 8.9
南 三 陸 町	628	472	505	445	15.7	20.4	21.7	20.9	△ 11.9

注：平成20年の気仙沼市には旧本吉町分を含む。

用語の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額が多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。 なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。

漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（具体的には統計表第3表「営んだ漁業種類別経営体数」の表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。 なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。
出荷先	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収穫物を直接出荷した相手先をいう。 なお、調査期日前1年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とした。
漁協の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。
漁協以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。
流通業者・加工業者	卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。 また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。
消費者に直接販売	自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当する。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当する。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当する。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当する。
その他	上記以外に出荷した場合が該当する。
漁業従事世帯員（家族）	個人経営体の世帯員のうち調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。 なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合

	も含む。
漁業従事役員	<p>団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。</p> <p>なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。</p>
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。
経営主	自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定 参画者（経営主を 除く）	個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に経営主とともに自営漁業の経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	<p>団体経営体の通信長、甲板長、司ちゅう長（コック長）など海上作業における各部門における責任者をいう。</p> <p>なお、役職についていない役員も含む。</p>
陸上作業において 責任のある者	管理運營業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自 家漁業のみ 漁業従事役員 漁業雇われ	<p>漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。</p> <p>前述の「漁業従事役員」に同じ。</p> <p>漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。</p>
新規就業者	<p>調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の</p>

	<p>自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。</p>
11月1日現在の海上作業従事者	<p>満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。</p> <p>なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。</p>
漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほか付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	<p>推進機関を付けない漁船をいう。</p>
船外機付漁船	<p>無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。</p>
動力漁船	<p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <p>a 漁船を使用した養殖施設までの往復</p> <p>b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し</p>

	<ul style="list-style-type: none"> c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)での全ての作業 b 養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)の掃除 c 池又は水槽の見回り d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。) e 収獲物の取り上げ作業
漁業の陸上作業	<p>漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備(停泊中の漁船上で行った場合も含む。) イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業 ウ 出漁・入港(帰港)時の漁船の引き下ろし、引き上げ エ 悪天候時の出漁待機 オ 餌の仕入れ及び調餌作業 カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業 キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業 ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内(屋敷内)に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。 ケ 自家漁業の管理運營業務(指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理)
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。

	<p>他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産した生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。</p> <p>なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。</p>
漁家民宿	<p>旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。</p>
漁家レストラン	<p>食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。</p>
遊漁船業	<p>遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。</p> <p>なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない</p>
農業	<p>販売することを目的に農業を行っている場合をいう。</p>
小売業	<p>自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。</p> <p>なお、インターネットや行商など、店舗を持たない場合も含む。</p>
その他	<p>上記以外のものをいう。</p>
基幹的漁業従事者	<p>各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。</p>
後継者	<p>満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した人のうち、世帯員に限らず将来自営漁業の経営主になる予定の人をいう。</p>
漁獲・収穫した水産物の輸出	<p>調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収穫物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。</p> <p>「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自ら漁獲・収穫した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合 ② 自ら漁獲・収穫した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）
水産エコラベル認証	<p>水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいう。</p> <p>ア MEL（日本；漁業・養殖）</p>

Marine Eco-Label Japan

(水産エコラベル例)



イ MSC (英国 ; 漁業)

Marine Stewardship Council

(水産エコラベル例)



ウ ASC (オランダ ; 養殖)

Aquaculture Stewardship Council

(水産エコラベル例)



エ BAP (アメリカ ; 養殖)

Best Aquaculture Practices

(水産エコラベル例)



オ Alaska RFM (アメリカ ; 漁業)

Certified Seafood Collaborative

(水産エコラベル例)



漁業共済

漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済

積立ぶらす

- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済
なお、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で加入している場合も含む。

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

数値及び記号の表示

- (1) 本資料の数値は概数値であり、令和6年12月以降に農林水産省が公表する報告書をもって確定値とする。
- (2) 統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

この結果の概要に掲載された数値は、四捨五入等により計と内訳が一致しない場合がある。